

総合資源エネルギー調査会
資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会
第7回液化石油ガス流通ワーキンググループ

日時 令和5年11月22日（水）10：00～11：59

場所 経済産業省別館2階 238各省庁共用会議室

1. 開会

○日置室長

それでは、定刻になりましたので、総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会・石油天然ガス小委員会第7回液化石油ガス流通ワーキンググループを開催いたします。

私、燃料流通政策室長の日置でございます。皆様におかれましては、本日、お忙しい中ご参席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本ワーキンググループの開催に先立ちまして、資源エネルギー庁・資源燃料部長の定光より一言ご挨拶させていただきます。

○定光部長

資源エネルギー庁の定光です。おはようございます。本日も、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

前回から今回に向けた一つの動きとして、11月2日に経済対策が閣議決定されていて、その中で、エネルギー価格等の高騰、物価高騰への対策というのが最大の柱になっております。その中で、ガソリン、燃料油ですね、それから電力、都市ガスとのある種、連動する形で、LPガスについても、価格抑制に向けた対策が盛り込まれてございます。皆様ご案内かと思いますが、二本柱でございまして、一つはLPを使用する家庭や地方の事業者の方々向けへの料金抑制のための給付の支援ということを各自治体にやってもらうというための地方創生臨時交付金の積み増しが行われているとともに、二つ目が、いわゆるLP事業者の方々への支援ということで、いろんな人件費のコスト抑制に資するように、スマートメーターですとか、様々な設備の自動化を支援するための事業者向けの補助金、合計77億円ですけれども、こういう対策が盛り込まれたところでございます。政府としても、エネルギーコストの抑制のために、これを最優先の課題として取り組んでいるところでございます。これだけ国民のエネルギーコストに対する関心が高まっている中で、やはりこの場でも繰り返し議論していただいています価格の透明性、それから価格の納得感をしっかりと確保していくということが、今まで以上に求められているということかと思います。

皆様のおかげで、前回、中間まとめをさせていただいたワーキンググループの、7月のワーキンググループの内容につきましては、大変反響が大きかったと。私も資源燃料部長として、いろんな分野のこういう研究会、携わっていますが、そういう中でも経験したことがな

いぐらい、大きなマスコミ等での反響をいただいたと。特にガス消費と関係のない設備の利用料をガス料金に計上することを禁止するんだといった中身について、様々な社説等でも取り上げていただき、おおむね前向きな評価をいただいているところだというふうに思っています。これも皆様の本当にこれまでのご協力、ご努力のおかげかとは思っていますけれども、我々としても、この改革の灯を絶やすことなく、これを機に過去の商慣行を徹底的に見直していくという強い決意で引き続き取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、本日も引き続き皆様の活発なご意見をお願いして、私の挨拶とさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○日置室長

本日の会議は、審議の様子はインターネット中継で行っていただいております。

それでは、内山座長に以後の議事進行をお願いいたします。

○内山座長

皆様、おはようございます。寒くなって、LPガス業界も忙しいシーズンになりましたけれども、今日また2時間、お付き合いいただきたいと思います。

本日の会議では、議事次第に記載している議題についてご議論いただきたいと思います。

まずはじめに、事務局から連絡事項がございます。

○日置室長

お手元の資料2の名簿にございますとおり、本ワーキンググループにおきましては、委員8名、オブザーバー4名の方にご参加いただいております。本日は、中田委員がご欠席でございます、代理として後藤様にご参加いただいております。

それでは、本日初めてのご参加となる委員をご紹介します。一言ご挨拶をいただけたらと思っております。

郷野委員、よろしくお願いします。

○郷野委員

全国消費者団体連絡会の郷野と申します。前任の浦郷に続き、委員を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

○日置室長

よろしくお願いいたします。

また、オブザーバーの吉田様の代理で上平様に本日ご参加いただいております。

また、関係省庁といたしまして、本日も国土交通省、消費者庁からご参加いただいております。

恐縮でございますが、プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議事

(1) 賃貸集合住宅・戸建てにおける商慣行是正に向けた論点

○内山座長

ありがとうございます。

それでは、もう早速今日のメインイベントになりますけれども、資料3の議事について、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

○日置室長

それでは、資料3に基づきまして、説明させていただきます。

まず、1枚おめくりいただいて1ページ目、本日ご議論いただきたい内容のところをご覧ください。

前回のワーキンググループでは、先ほど部長の定光から挨拶にもございましたように、今後の制度改革の案ということで、まずはLPガス事業者による過大な営業行為を制限するという。それに加えて、ガス消費とは関係のない設備の費用をLPガス料金に計上することを禁止する。そういった制度改革の方向性を提示させていただきました。

その後、我々としても、この制度改革、具体的には省令の改正作業、これを進めながら、各地で例えばLPガスの地方懇談会、まだ九州が残っておりますが、各ブロック別で開催させていただいて、LPガス事業者、そして消費者の方々、あと地方自治体の方々と意見交換を重ねてまいりました。また、各種説明会ということで、これまで通算10会場以上という形になるかと思いますが、50から100名の方々に集まっていただくような場で、主にはLPガス事業者の方々が参加されているということだと理解しておりますが、そういった場でも制度改革の内容について説明をし、意見交換を重ねてきたということでございます。

その際、前回のワーキンググループでも指摘がございましたし、意見交換の中でも数々指摘として聞こえてまいりましたのは、まず、抜け駆け行為とか、あとは省令改正までの間の駆け込み行為、そういったものが懸念されるというような声が多くございました。加えて不動産関係者、オーナーの方々や住建メーカーを含め、そうした方々への周知が必要だという声、関係機関との連携した取組を強化してほしい、そういったご指摘もいただいたところでございます。

本日は、そういったご意見も踏まえて、検討した内容も含めてご報告、ご意見をいただきたいということで資料を作っております。主には実効性確保策の具体的な内容、そして一般の制度見直しの内容の詳細、こういったことも含めまして、一旦、このワーキンググループの取りまとめに当たって、こういったメッセージを盛り込んでいくべきかといったことについて、本日は忌憚なくご意見をいただけたらと思ってございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料の次のページ、2ページ目は、前回説明させていただいた実効性確保策の一覧表とい

うことでございます。

3 ページ目、4 ページ目につきましては、前回の会合でいただいた主な指摘をカテゴリー別にまとめさせていただいたものでございます。

それでは5 ページ目、まず、ワーキンググループ後に主にLPガス事業者の方々から寄せられた声ということで、主立ったものをまとめたスライドとなっております。

特に先ほど申し上げましたように制度改正前の駆け込みへの対応、これを懸念する声というものが多くございました。具体的な内容ということで、確認させていただいているのは下の部分でございます。

読み上げますと、オーナーに対して、LPガス事業者が賃貸集合住宅のLPガス供給を切り替える条件として、エアコンの設定、テレビインターホンへの交換、照明器具の交換、シャワートイレの設置、給湯器・調理器具の交換を行うと。そんな提案をしているんだというお話。

その下でございます。そういった器具の設置もさることながら、メンテナンスフリーという形でのサービス提供、併せてLPガスの容器の設置置場、こちらの賃借料を払うとか、あとは切替え手数料を払う、そういった提案をしている例というのでも聞こえてきております。

他方、不動産業界側からの働きかけということで、そういった設備の給湯器、ガスコンロ、エアコン、ドアホン、全てのメンテナンスフリー及び紹介料の支払いを提示されて、それを断ったところ、他社に切替えられたといったようなお話。あとは、チラシ上、ガス会社の切替えを利用してエアコンを無料で新品に取替え等々書いてあると。その記載内容は、一見、LPガス事業者がサービスしているというように見えながらも、不動産管理会社からの要請で、そういうものを書いたり、そういったチラシがオーナー側への勧誘といたしますか、広告という形で提示されているというようなお話も聞いております。

こういった動きがあると、今後本当にどうなるんだろうかという懸念の声になっているということでありまして、個別に聞いているお話としては、これは集合住宅の例でございます、一つの集合住宅を切替える、もしくは継続するという場合に当たって、700万から1,400万といったものを支払わないと契約が継続できないというような話も、実際には市場で起こっているようであります。住宅1戸当たり100万円とか140万、何かそんなレベルのお話が、LPガスの供給の背後に議論がなされていると。そのような市場実態もあるということでございます。こうしたものは、しっかりと見直して、なくしていきたいということで、このワーキンググループの議論というものがなされていて、今回の制度改正の議論につながっているというふうに事務局としては考えております。

こうした中で、6 ページ目、次のページでございます。まずは「通報フォーム」と。監視・通報体制をしっかりと整備しようということで、これは早期に「通報フォーム」を開設したいと考えてございます。まだ改正法令の施行というものは先ではございますが、今の段階から様々な情報をお寄せいただいて、我々自身、市場をウォッチする感度を高めていこうということでございます。

寄せていただいた情報の、こういったものに使っていくのかということについては主に三つ。液石法違反の取締りというものがまず第1、その上で、なかなか違反行為に至らないような情報でありまして、関係省庁と共有することで、次なる対応につなげていくということ。加えて、政策立案の活用ということも十分考えられると思ってございます。後ほどご紹介しますが、通報された情報というものをある種、匿名化・構造化した上で、このワーキンググループに提示させていただく。その中で、モニタリングの材料として活用していくということ。加えまして、そうした議論の中で、今後のさらなる制度改正といったお話にもつなげていけるのではないかと。そのように考えております。

この「通報フォーム」というものを設けるに当たりまして、やはり安心して情報をお寄せいただける体制整備というものが肝要だと思ってございます。そこが一番下を書いてある部分でございますが、とにかく情報管理を徹底すること、あとは情報をお寄せいただいた方の利益というものにしっかり配慮して情報管理を行う、ここが肝要かなというふうに思っております。

その次のページ、今作成中のフォームのイメージということで書かせていただいております。

情報提供をしていただく方というのは、もう匿名でも全然構わないということにしたいと思ってございますし、情報提供される方の属性も特には問わないということでございます。ただ、お寄せいただいた情報の真偽のほどとか、事実関係をしっかりと確認する必要性があるというような場合には、やはり確認をしていかないと分からないということでもありますので、ある種、フォームに情報をお寄せいただいた後に確認できるように、お名前など連絡先を記載してあると、それは助かるのかなということで、そういった欄も設けております。

関係省庁への情報提供も、やりやすくということで、提供してはどうかというところの確認欄をつけるということで、対応できたらと思ってございます。

以上のようなフォームは、年内には開設したいというふうに考えております。

続きまして、8ページ目でございます。前回のワーキンググループ後の関係省庁との連携ということでございます。

こちらでも強化して対応していく必要があるというご指摘、様々ないただいております。具体的には、国土交通省さんの協力の下で、不動産関係の団体向け、関係者向けの説明会というものも、既に今月幾つか実施をしております。

その中で、例えば左の下にございます11月13日、日本賃貸住宅管理協会の運営協議会、この場には私自身が説明に赴かせていただいております。その中で、LPガスの今回の制度改正の構成、こちらについてご案内するとともに、商慣行是正に向けて、ぜひご協力いただきたいと。そういった要請もさせていただいております。具体的には、そうした設備供与のようなお話があれば、もう断るぐらいの気持ちでよろしく申し上げます、断ってくださいと、そのような方向で申し上げたということでございます。その他、11月15日には、こちら

は事務局からの説明ということでございましたけれども、全国賃貸住宅経営者協会連合会の理事会、こちらでの説明ですね。その他、国交省さんからも、たくさんの方々が集まる会議やイベントで、本件についてご紹介いただいていると。まずはそのような形で連携させていただいているところでございます。

今後の実施予定の取組ということでは、右半分に書かせていただいておりますとおり、国交省さんとの関係では、今回の制度改正の公布後、その施行を待たずに、なるべく早く不動産関係団体に文書を発出して、周知徹底を図ると。そうした中で、適切な対応を促していくような方向で、通知文書を出すということを予定しております。

また、令和3年に通知文を発出させていただいた件についても、L P ガスの料金の賃貸住宅入居予定者への情報提供ということでございますが、こちらの再周知というものを図るということでございます。

また、消費者庁さんにおかれましても、来年の春をめどに事業者、消費者向けに、それぞれ通知を発出する予定ということで伺っておりますし、我々も協力してやっていくということだと思っております。

事業者向けには、消費者に分かりやすい説明をするということ、そうしたものを要請するということですね。

消費者向けには、L P ガスの契約に当たっては、しっかり契約内容を確認しましょうといった案内を出す。そういったお話でございます。

9 ページ目でございます。こちらは浦郷元委員から提出していただいた資料の抜粋というような形で載せさせております。関係者それぞれに、いろいろ期待される取組というものを提示いただいたというふうに理解しております。我々も、この内容を踏まえて、今後取組をさらに進めてまいりたいというふうに思っております。

続きまして、10 ページ目でございます。「商慣行見直しに向けた取組宣言」とサブタイトルをつけさせていただいておりますが、前回合会では、制度遵守に係る自己適合宣言、そのようなことをご紹介させていただきました。

その自己適合宣言とは何ぞやというものについては、一つ目のボツにございますとおり、L P ガス事業者自らが改正制度を遵守するといったような内容を宣言することで、かつ、それをエネ庁のホームページで公表すると。そのようにすることで、消費者の方々が、宣言済みの事業者であるかどうかといった面を知ることができる、見える化すること。こうした枠組みを通じて、L P ガスの自主的な取組であったり、制度改正に向けた機運を高めていこうと。そういったお話をさせていただきました。

この宣言の内容、じゃあ、具体的にはどういったものなのかと、イメージが湧かないといったご指摘も、先般のワーキンググループでもいただいたと思っております。例えばということではございますが、①無償貸与や紹介料の支払い等の利益供与はもう行わないと。そういう宣言をするというお話であったり、そうした宣言内容を実施する組織体制として、社内ルールをどう整備しているのか、研修をどのように設置しているのか、そういった中身を

提示するということもあろうかと思います。その際、やはり経営トップ、あとは現場の責任者、あと現場の末端の方々まで、どのように理解が浸透しているのか、そういったことの工夫なども盛り込むというのは考えられるのかなというふうに思っています。ただ、こちらの内容については、事業者それぞれ、ビジネスモデルなり、営業の秘密ということもあるでしょうし、創意工夫を凝らしながらやっていくというもののかなと思っています。

なお、この宣言の名称ということでは、そこも同じ名称を使う必要もないのかなと思っております。例えば消費者の方々からの分かりやすさという観点から、「消費者を大切に
する経営宣言」、いろんなことが読み込めそうな宣言の中身にはなりますけれども、そういったタイトルをつけてPRをしていくということも、それはそれで自由なのではないかというふうに思っています。

以上のような考え方の下、いずれにしても、エネ庁のホームページに自己適合宣言、この取組宣言というものを、何かしらの形でリンクを載せていくということで、消費者の方々に見える化するということに加えて、後ほど述べます公開モニタリングの場においても、そういった中身を確認して、取組を促していくということは考えられるのではないかと
思っています。

11ページ目は、どこまで参考になるのかというのはございますが、金商法に基づく証券会社等が行っている利益相反管理体制の整備と、あとは、その情報開示の例ということでございます。ある意味、法令遵守に係る体制整備と、それをどのように公表しているのかといった、他法令の例ということで掲げさせていただいております。

その他、コーポレートガバナンスコードということでは、これはもう有名な「コンプライ・オア・エクスプレイン」の、遵守するというのか、それとも遵守しないのであれば、その理由を述べる、そういったやり方もあるということでございまして、こちらもご参考まで載せさせていただきます。

続きまして、四つ目、実効性確保策の具体化ということで、12ページ目、公開モニタリングの実施ということでございます。

こちらはまだまだ中身を詰めていく余地はあると思っておりますが、前回のワーキンググループでは、実効性確保策といたしまして、フォローアップ調査の実施でありましたり、本ワーキンググループにおける検証、LPガス地方懇談会を活用した機運の醸成といったものを提示させていただきました。

商慣行の是正に向けた積極的な取組を促していくためにも、こういった枠組みをどのように動かしていくのかといった点にも、今考えていることといたしましては、下に、例えば通報フォームに寄せられた情報を集約・構造化した内容でありましたり、先ほどの取組宣言、あとは大手のLPガス事業者に公開の場に来ていただいて、取組状況についてプレゼンいただくということもあるのかなと思っております。フォローアップ調査の結果も含めて、そうしたものを議論の材料にしながら、今、その時点における、市場における取引慣行の改革はどこまで進んだのかという点を、当事者のみならず、第三者の方々、消費者なり有識者

の方々を含めて評価をしていく、そうした中で、さらなる制度改革の必要性があれば、それについても議論していく、そういった形で進めていけたらいいのかなというふうに考えてございます。以上が12ページ目でございます。

続きまして13ページ目、こちらからは、今回提示させていただいた制度改革の内容について、それをさらに詳細に検討したものという位置づけでございます。

まず一つ目が、過大な営業行為を制限するという行為への対応についてでございます。

前回のワーキンググループでは、先ほども述べさせていただきましたように、いわゆる無償貸与や過大な紹介料等の利益供与がLPガスの消費者の方々に不利益をもたらしている、こういった現状を是正する必要があると。そういう認識の下で、液石法の施行規則を改正しまして、正常な商習慣を超えた利益供与、あとはLPガス事業者の切替えを制限するような条件を付した契約の締結、こういったものを禁止すると。そういった対応方針を提示させていただきました。こちらについては、改正法令の公布の日から起算して3か月以内、来年の夏ぐらいを想定しておりますが、そこからこういったルールを施行していこうというふうに考えております。

ただし、今のようないルールだけでは漠としていると。この内容の実効性を確保する観点からも、表示の規定の例えば正常な商習慣を超えたとは何かと、切替えを制限するような条件とは何かと、こういったものの内容なり解釈を可能な限り具体的に示すといったことも、期待されているということと理解もしております。

他方で、現状を踏まえますと、以下のように対応してはどうかということで、下半分でございます。

ただいま申し上げましたような内容や解釈を具体的に示していきたいという思いはある一方で、やはり判断としては個別に、その取引内容の影響でありましたり、市場環境なり、様々な要素を総合的に判断せざるを得ないという部分があるというところがございます。かつ、個別判断の蓄積が現状ではないということでもございまして、そうした中で、先んじて具体的な解釈を示していくということは、今過大な営業行為というのはなくしていきたいという方向で議論をしている中で、かえってそれに反する行為を促してしまうという、そんなおそれもあるのかなというふうに懸念もしております。

このため、まずは以下の方向で対応するというところでございまして、その上で、今後事例を蓄積、これを重ねた上で、ガイドライン等で徐々に具体化していくというようなアプローチを取りたいなというふうに思っております。ご意見をいただけたらと思います。

まずは、どのような方向かというものは、まずLPガス事業者の方々におきましては、個々の営業行為につきまして、法令違反ではない、過大ではない、料金低減に資する行為であると、切替えを不当に制限するものではないといったことを対外的に、かつ根拠を持って説明できるということ。そして、それが第三者から妥当であると評価されるものであるかどうか。そうしたものを判断軸として営業をしていただきたいというところが、まず一つ目でございます。

かつ、規制当局による立入検査でありましたり、今後の第三者によるモニタリングでは、そうしたLPガス事業者からの考え方というものを聞き取るという形で、その妥当性／違法性というものを判断していくと。こういった経験を積み重ねることで、今後の解釈の具体化というものにつなげていくということでしょうかということでございます。13ページ目は以上でございます。

続きまして、14ページ目でございます。ワーキンググループの報告書というのを一旦取りまとめたいと冒頭に申し上げました。そこには、今回のルールの中では描き切れていない望ましい取組の方向性など、今後に向けた留意点も含めまして、具体的に盛り込んでいくということで、カバーしていきたいなというふうに考えております。特に二つ、ここでは挙げさせていただいております。下半分でございます。

まず、無償貸与や紹介料支払い等の利益供与についてでございます。こちらについては、法令上は、過剰なものではない、正常な商習慣に照らして過大なものではないというものは、むしろ認めるというようなところの側面もございます。これは法令上、そのような形になってございます。他方で、この商慣行というのはしっかりと是正し、消費者から信頼されるLPガスとなっていくと。そのためにも、業界全体として、そうした行為は過大かどうかにかかわらず、もう一切行わないという方向で取り組んでいくんだと。そういったことをワーキンググループとしては期待するんだと。そのような方向性を報告書に盛り込んではいかがかと思っております。

加えまして、こちらはワーキンググループの議論の中でもございましたが、無償貸与等の利益供与行為を抑止する策としてということでもございましたLPガス料金の最高料金額を開示するという、そうしたものが考えられるのではないかというお話でございます。標準料金等の開示は、もともと求められていたお話でもあり、そこでの目的との整合性というものもあるのかなと思うところはございますが、ここも今後検討していくということでいかがかと思っております。

貸付配管についてでございます。こちらにつきましては、基本的には、将来的にはやめていこうよという方向で、報告書に盛り込んでいくということでいかがかということ書かせていただいております。

その理由といたしまして、やはり貸付配管というものが、もちろん事業者間でうまく取引がなされれば問題がないという、そうした事例も数多くあるというお話は承知しておりますが、他方で、切替えを抑制するという側面も、やはり場合によっては出てくるということがございます。それによって、消費者の方々が料金の選択が制限されるということにもつながっていくということ、あと不透明なLPガス料金にもつながっている、家主たる消費者とのトラブルの訴訟も起こっておりますが、そうした一因ともなっていると。もろもろの課題の原因にもなっているということではないかということでございます。

そうしたものについては、今回は過大な営業行為の制限でありましたり、三部料金制というものを設定することで、そうした課題にも対応できるというふうにも思っておりますが、

他方で、将来的には、こうしたものはやめていこうと。業界全体として、今後の新規契約においては、貸付配管を行わないという方向で取り組んでいくことが期待されると。例えば、このように報告書に盛り込んでどうかということ掲げさせていただいております。ご意見をいただけたらと思います。

15ページ目でございます。こちらは参考まで、ガスの小売営業指針でございます。独禁法の規定というものを掲げさせていただいております

今回、先ほど運用面では、まずは事例の蓄積からと申し上げましたが、他法令のこうしたものの事例も踏まえながら、横の市場では何が起きているのかというものもよく見ながら、議論なり、我々としては液石法の取締りということをやっていくということかと思っております。

最後、16ページ目でございます。三部料金制の徹底に向けた対応方針について、一部、前回提示させていただいたものから修正できたということで、掲げさせていただいております。

前回のワーキンググループでは、三部料金制の徹底という対応としまして、こちら、公布の日から起算して3年を経過した日から、新規契約も既存の契約も両方一緒に新しい制度に移行していこうという方針を示させていただきました。他方で、その後の意見交換の場でも、既存契約との関係に関して、いろいろ課題がありそうだと。特に投資回収の観点からの課題というものも指摘をされると。また、法制的にも検討したところ、なかなかそこは難しいところもあるのかなという感触も得られたということもございまして、そのような事情も踏まえまして、以下のように修正することとしたいと考えております。

まず、既存契約につきましては、設備費用の計上といったもの、これを禁止するということとはせずに、設備費用の外出し表示。したがって、現状の契約のLPガス料金の内訳をしっかりと三部料金として詳細に明示するということを求めることで、まずは料金の透明性を確保するという。その上で、やはり新制度への早期移行を促していく。そういった方向で対応できればと思っております。

以上のような整理に伴いますと、三部料金制に係る見直しの実施時期、こちらについては、もともとシステムの話もありますし、既存契約において、関係者の方々との調整に時間がかかるということを考慮して設定した時期でもございました。こちらについては、公布の日から2年前倒しで、1年後にすることとでいかがかということで、再整理をさせていただきました。

以上、私からの説明となります。

最後に、LPガス地方懇談会に寄せられた意見等もございしますので、ぜひ、ご覧いただきながら、今後の将来の商慣行改革に向けて、第一歩のメッセージをどうまとめていくかという視点も含めまして、ご意見をいただけたらと思います。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○内山座長

ありがとうございました。

今日は、残りの時間は全て自由討議の時間になっておりますので、ぜひ活発にご意見を出していただければと思います。いつもどおりですけれども、ご発言を希望される方は、名札を立てていただいて、お知らせいただきたいと思います。今日は6名の委員の方ですけど、6名の委員の方をまず優先させていただいて、オブザーバーの方、あるいは省庁の方という形でお話をお伺いしていきたいというふうに思います。

それでは、早速ですが、柴崎委員お願いいたします。

○柴崎委員

柴崎でございます。

一昨日、事務局からお話を伺っただけなので、全部理解できているとは言えませんが、今回の提案では、一番大事なことが明確にされていないと考えています。私の意見書を後で見ていただきたいのですが、今回の提案には、集合住宅の問題と戸建て住宅では全く違うんだという視点がありません。

戸建て住宅と集合住宅で何が違うかということ、集合住宅では、消費配管等のやり取りは大家とLPガス販売事業者で行われ、LPガスの消費者である入居者は全く関与していません。一方、戸建て住宅では、LPガスの消費者である建物所有者とLPガス販売事業者が協議し合意していることが全く違うんです。そのため、集合住宅の入居者はガス料金を決めることができないのであり、決められたガス料金を払うしかありません。しかもそのガス料金が馬鹿高く、それを払わざるを得なくなっている。こんなことが許されるはずがないんです。これは規制で対処するだけでなく、違法行為として取り締まるべきではないかと思っています。

なぜ違法行為かということ、集合住宅の入居者という第三者の利益を奪うために、大家とLPガス販売事業者とがお金のやり取りをしているからです。これは大きな間違いであって、橘川先生が重大問題はそこにあるとおっしゃったとおりです。だからこそ、即座にやめさせるべきです。そして、即座にやめさせるときには、LPガス販売事業者とオーナーとの間で締結している契約に基づいて設置した消費設備費用の清算をすることになるでしょう。一部の特定業者が付合、付合と言っている消費設備について精算することになります。そして、付合により消費設備費用の支払義務はないと言っている業者さんについては、設置費用の代わりとして設備設置工事代金を大家に貸し付けることにして、その代金を後払いにして減らしていくという方法を取っていますが、やっていることは同じことです。したがって、その場合には、設備設置工事代金を直ちに返金していただく必要があります。また、大家に支払われる紹介料も同じことですから、契約書に基づいて契約を解約し、精算するべきです。そうやってオーナーから全部返してもらうべきでしょう。そのときに何が起きるかといえば、大家との仲が悪くなったり、信頼関係がなくなったりしますが、それは、そのLPガス販売事業者が悪いんです。集合住宅に関して大家に利益を与えることは一斉に禁止すべきだと思います。集合住宅には、設備投資もさせない、紹介料も一切払わせないという規

制を作るべきです。

ところでこういう話を聞きました。紹介料は、いわゆるリベートじゃないんですかと。リベートであれば商慣習上よく行われる行為じゃないんですかと言われたんです。しかし、リベートは、相対する取引に関して一定の便益を図るものであり、L P ガス販売事業者と大家との間ではL P ガス供給について何の取引もしていないんです。L P ガスの取引は集合住宅の入居者としてしているんです。したがって、リベートとは言えません。

一方、戸建て宗拓についてはリベートという範疇に入るんです。なぜなら、L P ガス供給契約を締結して、取引をしているからです。集合住宅では、大家とL P ガス共有契約をせずに、入居者から高いガス料金を取るのはリベートではなく、違反行為です。入居者から暴利を得るために大家にお金を渡しているだけです。こんなことが許されるはずがないのであって、もっと徹底的な規制をするべきじゃないかと考えています。

そのため、集合住宅については、ガス業者が設置した設備代金を回収し、紹介料も回収する。同時に、オーナーさんは、設備代や紹介料を賃料に乗せて請求しなければいけません。このことは、不動産業者による仲介にあっても、大家さんにあっても、必ずそれをやるべきであり、やらなかった場合には、不動産業の許可を取り消すべきでしょう。そうすると、設備の貸付けがあった集合住宅は、全部、それが賃料に乗せられてくることになります。今まで5万円だった賃料が、一気に10万円になる。それでも入居者が来るかどうかです。こうしないと現状を直すことはできないだろうということです。

そして、不動産仲介業者や、集合住宅のオーナー、それから、L P ガス業者さんは、ガスを供給するときは、そのガス業者が公表している、戸建て住宅に対するガス料金を請求すべきであり、もしその料金を超える部分があるなら、その部分を赤字で書いて、全部入居者に示すべきでしょう。一般の家庭だったら、10立米使って7,000円のところを、大家に貢物をどっさりしたので、10立米で1万5000円になりますと。こういうことをはっきりさせなければ直らない。これが集合住宅に関する一番大きな問題だと思っています。

今お話ししたことで困ることはないんです。なぜなら、契約書の中で、解約したときには設備設置費用や紹介料は返ってくることになっているからです。それで帳尻は合うはずであり、このぐらいの決断を持ってぜひやっていただきたい。そして、この方法を採用したときに、どういう点でL P ガス販売業者が困るのかということを、L P ガス販売事業者から聴取していただきたい。その上で、こういう点が問題だとなれば、今後のやり方を変えればいいんじゃないかと思うんです。ところで、一戸建てと集合住宅とは全く違うのであり、消費者であるお客さんとL P ガス業者との取引の中でおきていることだから、その行為が独占禁止法や景表法に違反するのかどうかでチェックすればいいことです。戸建て住宅の問題と集合住宅の問題を同一の議論でやってしまうと、間違ったことになるので、そこだけは注意していただきたいと思っています。

ありがとうございます。

○内山座長

ありがとうございます。確かに、きつめに聞こえるご意見ではありますが、でも、このイシュー自体、もう10何年続いているイシューでございますので、これぐらい心意気を持ってやらないと解決しないよということだけは、多分、皆さんご理解いただけるのではないかと思います。

今日、会議の一番最後のところで、国交省様、あと消費者庁様にも、ちょっとご意見を賜りたいと思いますので、もし、その際に何か意見等があれば、お聞かせいただきたいと思います。

次が豊國委員、お願いいたします。

○豊國委員

豊國です。よろしくお願いいたします。私からは、過大な営業行為の制限に向けた対応というところで、意見ないし要望ということで申し上げたいと思います。

過大な営業行為の制限という中で、LPガス事業者の切替えを制限するような条件を付した契約を禁止するというのが、今回の新たな規則改正ということで出されているわけでございます。具体的に、例えば次のような契約が、新設された規定の適用ができると考えられます。

第一は、エアコンといった、ガスと関係ない設備の無償貸与契約を締結して、かつ、ガス販売契約を解除した場合には、設備の買取を義務づける契約を締結すること。これは切替えを制限するような条件を付した契約に該当すると思います。なぜなら、ガスの供給と関係のない設備の買取を、解除の場合には義務づけると、その経済的な負担によってガス販売契約の解除を制約するということですので、このような契約は禁止に該当することとして、改正された新しい規則が適用できると思います。

第二に、これは既に事務局資料でも例示されておりましたが、ガス設備の貸与契約であっても、解除の場合の買取について、不当な買取価格であったりとかという、そういう条件を付したものは、やはり解約制限であると。契約の解除の制限であるということで、適用可能だと思います。

第三に、不動産事業者に対する紹介手数料についても、ガス販売契約の解除の場合には、払わないといった長期のガス販売契約の継続を条件とした紹介料ということになってくると、やはりこれも切替えを制限する契約ということが言えるのではないかと思います。

そこで、こうしたエアコンの無償貸与、あるいは不当な買取価格、長期の契約のための紹介料といったものを禁止する、実効性を確保するという観点からは、施行規則の改正に合わせて、こうした契約が違反であること、切替えを制限する契約の基準に該当することを、規則の解釈上の基準としてのガイドラインということでお示しいただくということが必要ではないかと思います。

今回のご説明では、事例の蓄積を重ねた上で、将来的にガイドライン策定ということではありますが、こうした行為が該当するかどうかガイドラインなどで示されない中で、事業者が独自に判断してやっていくということではなくて、行政当局によって、ガイドラインな

どのルールが示された上で、企業あるいは業界としても、これに沿った取組を進めていくということにできないか。これは要望ということをお願いしたいと思います。

次に、もう一点、法律の適用関係で、法律論になりますが、申し上げたいと思います。今申し上げたエアコンの無償貸与、不当な買取価格、あるいは長期の継続を条件とした紹介料というものの禁止については、考え方としては、正常な商慣習を超えた利益の供与の禁止という規定を適用して規制するということも考えられないわけではないと思いますけれども、私は、そうではなくて、LPガス事業者の切替えを制限するような条件を付した契約の禁止という条項を適用するというのが、適切だと思います。

どうしてかといいますと、正常な商慣習を超えた利益の供与の禁止というのは、これは独禁法の考え方に基づく規定ということでありますので、基本的には、過大な営業行為から、行き過ぎた競争から、その競争相手であるほかの事業者を守るということを目的とした規定ということであります。もちろん、競争相手の事業者を守ることによって、独占の弊害を防ぎ、それがひいては消費者の利益につながるということではあります。今回、このワーキンググループの商慣行の改善の趣旨を考えると、やはり事業者を守るということで整理するのではなく、消費者の事業選択を阻害するということを禁止していくというほうが適切ではないかと思っております。そうすることによって、例えば金額が過大なのかとか、そうした営業行為によって、競争相手であるほかの事業者の経営に非常に甚大な影響を与えるから駄目だということではなくて、そうではなくて、むしろ液石法の取引の適正化という観点から、消費者の事業選択を阻害しているかどうか。こういう基準で、まさに今回の資料の中でも過大かどうかにかかわりなくとありましたけれども、むしろ消費者の事業選択というところで整理していったほうが、適切に運用できるのではないかと思っているので、意見として申し上げさせていただきました。

私からは以上です。

○内山座長

ありがとうございます。

続々と札が立ちましたけれども、どちらからいきましょう。高橋委員から先に……。あっ、林委員が先に行きますか。じゃあ、林委員からお願いします。

○林委員

柴崎先生の過激な発言で、ちょっと度肝を抜かれてしまいました。いや、私はそんな過激ではございません。

過大な営業行為ということで話題になっているんですが、実は私の所属しているところに、もう既に抜け駆け勧誘が熾烈だという情報が続々と入ってきております。もちろん省庁のほうに入っている内容と多分重なっているのかなというふうに思うんですけど、集合住宅のオーナー向けの抜け駆け勧誘、駆け込み勧誘というんですかね、それがすごく過激だというふうに認識しているので、しかも大手の事業者さんが行っているという。お名前とか証拠も出していいですよというような、本当に通報フォームが待たれるような内容が多い

です。大手の事業者さんがそれを行っちゃう、この会議をやっているにもかかわらず、これを行っちゃうということが、この業界の姿勢がよく表れていて、本当に社会的役割だとかコンプライアンスなんてどこに行っちゃっているのかなという、もう、そういうことはどうでもいいというふうに思って、利益追求だけを考えていらっしゃる事業者さんがいらっしゃるということなのかなというふうに思うと、非常に悲しくなりました。メンバーとして、ちょっとこれはゆゆしき問題だというふうに思うので、一応、ここにご報告いたします。本当に、だから一刻も早い対応というのが求められていということで、そのために通報フォーム、年内というのはもう非常に期待しておりますので、そこから指導・監視のほうに行っていただければいいのかなというふうに思っております。

それから、先ほどの商慣行見直しに向けた取組宣言ですか、ちょっと難しい名前かなというふうに思って、ちょっと感じました。その中、私がちょっと考えたのが、「消費者を大事にする優良企業宣言」みたいな、もっと分かりやすい表現でもいいのかなというふうに思います。

施行の1年前倒しというのは、もう全面的に賛成です。1年でも遅いくらいかなというふうに思っているのですが、できれば、これはもう本当にすぐにやっていただきたいかなというふうに思います。

特に価格の公表については、もう既にしなきゃいけないことになっているわけなので、その辺がホームページ上のどこにあるのか分からない事業者さんが、まだホームページの中で前面のところに出示していただけていないということを考えると、その辺は大手事業者さんであればすぐにできるはずなので、やっていただきたいかなというふうに思います。

私からは、取りあえず以上です。

○内山座長

ありがとうございます。一番最後の価格の公表も、長いテーマだなと振り返っていたんですけども、他の分野では、例えばウェブページの第何階層までには出すみたいな基準を設けるところもあったりしますよね。そういう意味では、何かあまり奥に行かないようにというのは、ありそうな気がいたしました。

高橋委員、じゃあ、お願いいたします。

○高橋委員

柴崎先生の過激な発言をしょっぱなに、大手のTOKAIさんや、消費者の代表ということでもよろしいんでしょうか、林さんからの話を聞いての・・・。

私、事業者の立場で参画させてもらっておりますが、とにかく前回、7月にワーキングがありまして、大分時間がありましたので、もちろん全社に聞いたわけじゃありませんが、かいつまんで業界のほうの話を申しますと、おおむね、このワーキングに関しては、提案に関しては、好意的といいましょうか、とにかく制度改正の柱が3点ございますですね。過大な営業行為の制限、三部制料金の徹底と、あと価格に対する情報提供と。全てにおいて、非常に納得感があるというのが正直なところでございます。ただ、細かい部分に関しては、やっ

ぱり実効性を問われて、問題がありますので、その辺のところをちょっと三、四点お話をさせていただきますと思います。

まず、通報フォームの開設に関してなんですが、非常に大事なことだと思っております。ただ、非常に、取締りということになるのしょうから、時間を要するわけだと思います。解決ツールとして力不足となるおそれ、あるいは違法かどうかという慎重な見極めが必要であるので、特にグレーな案件もありますので、その辺をどうするかということでしょうが、いずれにしましても、当局がこれだけ注視していると、ウエートを置いているということ自体が、かなりの抑止力になるんじゃないかと思っています。

林委員がおっしゃるように、本当に駆け込みというか、乱れているんですね。乱れているんですが、この辺のところは早く踏み込んでもらって、間違いなく抑制力が効くと思いますので、その辺の認識で……。

一つの案なんですが、もちろん、いいかげんなガセネタみたいなものは取り上げるわけにいかないんですが、そういった面で、私ども県協会、47の道府県にありますので、その辺のところにフィルターをかけるような形で、一緒に協力をさせていただきたいと。このように考えております。

それと、二つ目なんですが、自己適合宣言に関して、先ほど来、あのお話が出ておりますが、私も豊國委員の考えで非常に賛成でございまして、やっぱりガイドラインがないことには、それで、これも正直なところだと思うんですが、先頭切って自己宣言をやっているという、これは大手が中心になるんでしょうが、ちょっとその辺は微妙な感じがしますので、ともかくガイドラインの重要性を再認識いただきたいということです。ただ、これができれば非常にすばらしい。

もう一つは、これは消費者を大切にする経営宣言、こういったことになるんでしょうが、誰しも消費者を大切にしない宣言なんていうのはないわけなので、そういった抽象的な宣言にならないように、明確に具体的な指針を掲げるような、そういう面が必要ではないかと思っています。

大手大手と言いますが、数の上では、やっぱり中小零細が私どもの業界は多いので、そういうところから始めていただいてですね。ただ、やっていただければ、必ず流れができると思いますので、大きな柱にさせていただきたいと思います。

それから、不動産業界との関連性なんですが、これは何度も言って、議題に上がっているように、私たちの業界だけでは本当に解決できない問題でございます。ぜひ、賃貸集合住宅のオーナー様、今回の制度改革を十分周知していただきまして、今後、頭の切替えをお願いしたいと。もちろん私どもも一生懸命やるんですが、ぜひ、国交省もお見えでございますので、絶大な協力お願いしたいということです。

それと、この法律が出来上がった後の執行に関してなんですが、これも本音の話なんですが、どうしても地方の、私は神奈川なんですが、神奈川でしたら、やっぱり神奈川の県庁、昨今は権限譲渡で地域の消防辺りがこんな指導をするということになっておりますが、ど

うしても、過去を見ますと、保安のことしかやらずに、これは法律の中では取引の適正化というのは明言されているんですが、その問題は市況の問題だからということで、どうしても行政だからしょうがない部分があるんでしょうが、こういったジレンマがありますので、ぜひ、その辺のところの徹底、一緒に、私どもと行政のほうも、地方行政のほうも、その辺の認識を強く持っていただきまして、指導いただきたいと。こういったところでございます。

○内山座長

ありがとうございます。

○高橋委員

それと、ちょっと、もしご了解いただければ、後ほどまた私どもの村田専務のほうから私のフォローをお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。後ほど。

○内山座長

はい。ありがとうございました。

そうしたら、順番的には後藤さんでしたね。

○後藤代理

皆様、おはようございます。本日、会長の中田がどうしても外せない社用が発生したため、私、代打で参加させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、中田からのコメントのほうを読み上げさせていただきます。多くの諸先輩方のお知恵を頂戴して、業界として非常に重い課題でありました貸与問題に、ある一定の基準が示されようとしております。多分、大なり小なり、我々業界にとっては痛みが伴う作業が少し待っているかもしれませんが、これは何としても乗り越えなければならない。でないと、この業界、なくなってしまう。そのような強い危機を私どもトーエルでは持っております。その上で、貸与の在り方についていろいろご議論をされていますが、もう一つ、どうしても忘れてはならない、焦点がぼやけてはいけない、このことについて、ちょっとお話しさせていただきます。

というのも、第5回ワーキンググループの席上で、橘川オブザーバーのほうから、高額貸与、利益供与によって、L P ガス料金の高騰化を招き、消費者不利益が生じている。これを受けて、お隣の林委員からは、消費者被害と大変厳しいコメントをこの業界に頂戴しました。その上で、橘川オブザーバーからは、我々の消費者被害を産業公害に例えて、L P ガス業界の論理や都合は消費者に全く説明がつかないとまでのお言葉がありました。このご発言に、業界に身置く一人として大変重い責任を我々は感じております。

ここで、皆様には誤解なきよう再確認いただきたいのですが、今回、私たちが目指すべき実効性の確保とは、L P ガス料金の低廉化が最終的なゴールになるのだろうと考えております。なので、貸与の条件とか種類、金銭的な量の制限であるとか、それら決め事から逸脱した罰則規定の明文化もとても大切なことなんです、ゴールとしては、保安やサービスを正しく提供しながら、いかにガス料金を経済的に、かつ安定的に提供できるかが消費者被害を食い止める唯一の方法であるし、そのことを忘れてしまったら、また今までの業界に戻っ

てしまうと懸念しております。

これは、どういうことかと申し上げますと、例えば、貸与の禁止ばかりに注目するのであれば、例えば、こんな事例が過去在りました。一旦大家さんに貸与物品を買ってもらって、後日、同額の金銭を振り込んで、そしてガス料金を高値誘導していくとか、そもそも貸与しなくても、安値売込みをして、どんどん価格を上げていく、こんな、ちょっとあり得ないような、本当にお恥ずかしい商習慣というものも十分予想されます。なので、今回、ご議論いただいた貸与方法についての規定の先には、多くのお客様からご納得いただける低廉で安定したガス料金の提供こそが私たちに課せられた最終ゴールであり、当業界の消費者被害を食い止める大切なことと確認させてもらえればと思います。

それと、最後に、今回、事務局のほうから提出いただきました最後のページの、LPガス地方懇談会で寄せられた消費者、お客様からの意見ということで、過大な営業行為の2番目ですかね、北関東、南関東の消費者の皆様から寄せられた意見で、今回、地方懇談会に参加するにあたって無償貸与・貸付配管の問題について、初めて知ったと、このような意見を頂戴したようです。我々業界に身を置く者としては、大変、怖い事実だと思います。今、我々が問題にしておりますこの貸与問題について、それから価格の問題について、まだ知らないお客様が多いということが、本当にお客様の知るところになったときには、この業界、どういうふうにお客様から見られるのだろうと。

林委員からは、もういいかげんにしなさいと非常に厳しいお言葉を頂戴しているのですがこの程度では済まないと思います。本当に我々は、今変わらなければ、お客様からの信頼をなくしてしまい、この業界なくなってしまうのではないかと、あるいは、お客様から信頼をなくす、そういう瀬戸際にあるのだなといったところを、改めて意を強くしたところでございます。

以上でございます。

○内山座長

はい、ありがとうございます。

続きまして、吉田委員でしたね、お願いします。

○吉田委員

日本瓦斯、吉田でございます。

私から5点ほど申し上げさせていただきます。

1点目は総論の話になります。まずもって、皆さん、おっしゃっておりますが、事務局、日置室長をはじめ皆さん、このなかなか難解な、かつ歴史の長い問題に取り組み、ここまで来たということに改めて敬意を表したいと思います。

そもそも、この大問題というところの発端、このワーキングの発端ですが、消費者の利益が阻害されていないか、具体的には、大家さんとか不動産業者さんの利得が消費者さんに押しつけられていないか、あるいは、その消費者の選択の自由が阻害されていないか、こういった観点から、そういった慣行を是正しようということで始まったと理解をしております。

今日示していただいた案の中で、いずれも重要なんですが、特に、この13ページ、豊國委員もご指摘されておりましたけれども、LPガス事業者の切り替えを制限するような条件を付した契約締結等の禁止、これが非常に重要なのではないかと。これをどういう形で規定に落としていくかは、まだ示されておられませんけれども、ここをしっかりと担保することが一番重要なことだというふうに考えております。それがこれから申し上げます問題についても、実効性を持ってくる非常に重要なポイントかと思っております。

2点目につきまして、いわゆる設備の無償供与の集合住宅における問題、これは、前回までに申し上げております通り、しっかりと我々も襟を正して取り組んでいかなければならない問題と考えております。

ただ、その際に、やはり先ほど来お話がありますように、こういった制度が実施されても、そういった抜け駆けがあるのではないかと、なし崩しになるのではないかと。これは報道等でも懸念として示されているところであります。我々としては、先ほどもお話が出たように、ガイドライン等で、なるべく具体的な形で禁止と、例えば大家さんへのリベートとか、紹介料とか、場合によっては、その過大な容器設置料とか、こういったものも含めて、しっかりと明確的に禁止していく必要があるのではないかと。このように考えております。

ここにおいても、先ほどの切替え制限条項を付した契約の締結の禁止というところはいま機能するのではないかと考えております。現状では大家さんとの契約の中で、無償貸与を前提に5年とかの期間を縛るケースがあるわけですが、長期の契約で縛れないという形になると、過大にエアコンとか様々なものを無償提供しても、短期間で切り替えられてしまえば全く意味がないので、おのずから正常な商慣行の範囲に収まっていくのではないかと期待をしておりますので、ぜひ、この切り替え制限条項を付した条件の契約締結禁止、この具体化をお願いしたいと考えております。

3点目は、無償配管の問題でございます。こちらについて、先ほど柴崎委員から、集合と戸建ては全く違うというお話がありましたが、これも前回までのワーキングでも申し上げていましたが、おっしゃるとおり注文住宅については集合住宅と違う構造があるわけですが、建売住宅の購入者については、具体的にそういう方が大勢いらっしゃるんですが、重要書面で説明しなければいけない事項にはなっているけれども、実際には、ほとんど理解しないまま、不動産建売りの業者さんとLPガス事業者さんの間で取決めが行われて、知らない間に、LP会社がきめられその会社が無償で提供する配管を使ってガス料金を払っているという、消費者選択を阻害するという点においては、集合住宅と同じ課題が存在しております。

これについても、スライド14のところで、貸付配管は行わない方向で取り組んでいくということを明記していただいたところは大きな前進と考えております。また、様々な判例でも、貸付配管について消費者側の主張が認められるケースが多くなっており、ぜひ、この貸付配管慣行のこの禁止に向けて、ロードマップをお示しいただければありがたいという形で考えております。

また関連して液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の解釈基準というものがエネ庁さんから出ておりますけれども、この中に、問題をややこしくしている原因の一つとして、ガス会社を切替えた場合でも、ガス料金の残金がある場合は撤去しなくていいよという通達があるわけですが、この中に、その貸付配管の精算が済んでない場合ということも含んでおりまして、この通達のために、ガス事業者を切り替えても設備の撤去が行われないというケースがあって、法律的な争いになっております。

この問題について、柴崎委員のペーパーに、事業者間で精算する事例も多いんですよということをお書きいただいているわけですが、その通りで、本来、ガス事業者間、あるいは、そもそもの建売事業者と当時のガス事業者の間で解決されるべき問題でありまして、消費者を巻き込まない形で問題を解決するためにも、この通達をの見直して、貸付配管の精算と設備の撤去を切り離していただきたいと、お願いしたい。

以上が3点目になります。

4点目で通報フォーム、これも実施ということで、ぜひ、全く異論ありませんし、また、前回、林委員からご指摘がありましたように、当社も消費者庁の処分ということを非常に重く受け止めておりまして、襟を正して営業していかなければいけないと考えておりますが、この通報フォームに関してお願いしたいのは、情報の取扱いには絶対に注意ということで、資料にお書きいただいているとおりなんです、日置室長も言われたとおり、やはり真偽の定かでないものも多数あると思うので、原則としては顕名で、自分が何者かということを示して、通報すべき考えております。

というのも、私もLP業界に来てみてびっくりしたのですが、残念ながら事業者間の足の引っ張り合いみたいなのが非常にあって、当社の関連でも、同業他社さんからの様々な中傷等が、直接、間接に役所や消費者センターに寄せられているというところで、そういった温床にならないかというところを懸念しております。

少し今回のワーキングとは外れるんですけど、1点ご紹介すると、前回の林委員のご指摘とも関係するんであれですが、我々、消費者庁の処分を受けまして、3か月の営業艇を受けたわけですが、この3か月中に、NPO法人を名のる団体から脅迫の手紙が3回ほど寄せられております。内容は、ニチガスが違法なことをやって取ったお客さん、これが20万件と書いてあり、その根拠はよく分からないんですけど、損害額が42億円あって、それをその団体がもとのガス会社さんに分配するので42億円を払えという。この手紙を無視すると、荒くれ者のヒットマンがいっぱいいるので、そちらに行くぞというようなことで、実は、私の自宅にも、今も時々所轄の警察が見回りをしてきているような状況なんです。結局、その団体は警察の取調べの対象になったわけですが、事情聴取の中で、自分たちは幾つかのガス会社さんに頼まれてやっていると、真偽は定かでないですけども、供述しております。同業者として、そういうことはないと思いますし、仮にそういったことがあったとすると、非常に残念なことだと思いますし、そういう隠れた形での足の引っ張り合いをなくして名前を出しつつ、オープンな場で議論していくのが本筋ではないかと思います。先ほど

のフォームの顕名化通じる問題ですので併せて申し添えておきたいと思います。

最後に、5点目で、3年の経過措置を1年で施行というところについて、これも全く林委員と同様で、同意でございますけれども、前回のところから少し後退したのが、集合住宅について、今後の新規分については三部料金であっても無償提供は駄目だよということが前回のお話だったわけですが、今回は、当面の間は三部料金もやむを得ないということで1年後の施行に前倒しと、なっております。しかし、やはり店子さんから見ての納得性を考えると、やはり最初から、三部料金ということではなくて無償提供は禁止して、1年後の実施をやっていくべきで、即禁止だということでアピールを開始したほうがいいのではないかと考えております。

以上、5点申し上げました。

○内山座長

ありがとうございます。

では、郷野委員、お願いいたします。

○郷野委員

はい、全国消団連の郷野です。よろしくお願いいたします。

現状、賃貸集合住宅について、L Pガス事業者が給湯器の設置のほか、ガスとは関係のないエレベーターの設置等の費用を負担するなど、無償貸与の大きさにL Pガス事業者が決まってしまうケースがあります。それによって、賃貸住宅において消費者はL Pガス事業者の選択の機会がなく、家賃に含まれていると思っていたこれらの費用が、L Pガス料金に上乗せされていて、あの消費者への負担となって、不利益を被っているということは、あえて消費者被害というふうに表現させていただきますが、そういう現状があるということを問題だと考えております。不当な利益供与による顧客勧誘として、独占禁止法上の問題もあるのではないかとこのように思っております。

このような状況に対して、今回、現行の商慣行是正に向けての現状の課題、問題、課題・問題改善の方向性についての議論、情報発信については賛同いたします。実効性を担保するために、省庁間連携で進んで、オーナー、不動産管理会社等にも取組情報の周知徹底をお願いしたいと思っております。

その上で、各関係省庁のほうに要望させていただきたいと思います。

まずは資源エネルギー庁に対してでございます。

関係省庁をしっかりと巻き込んで、取引適正化が一定の成果を出すまで、ワーキングを継続していただきたいと思います。都道府県、市町村に対しても、制度関係の周知をしっかりと行ってください。

自己適合宣言の仕組みと通報のための投稿フォームは、早期に導入をお願いしたいです。商慣行是正の監視、通報体制の整備、実効性のある運用を実施していただきたい。

取締り強化のためには、通報フォームに集まってきた情報はワーキングでも共有して、妥当性を示す必要があると思います。

また、他省庁への情報共有の可否を確認することですが、通報の内容によって共有する省庁が変わる、あるいは複数になることもあるということも考えられますので、いずれの省庁とも連携が可能となるような確認の方法、質問の方法を検討していただきたいと思います。

続きまして、国土交通省に対してでございます。

まずは、早速説明会などのご対応をいただき、ありがとうございました。現状、制度改正前の駆け込み的な動きがあり、LP大手の営業、不動産からの要求が活発になっているとお聞きしております。それによって消費者が不利益を被ることとなりますので、今までの商慣行による取引、無償貸与しないよう、不動産業界に引き続き周知徹底していただきたいと思います。

また、国交省から所轄業界に対して監督方針を示す文書のようなものを通じて、入居希望者への情報提供、料金情報ですとかそういった情報提供を行うこと、もし、LP側から過大な営業が行われた場合には受け付けない旨を指導していただけますよう、引き続きよろしくお願いいたします。

公正取引委員会に対してなんですが、プレゼン資料にもありましたとおり、2022年11月、独占禁止懇話会で、今後も十分に注視してまいりたいとの発言がありました。LPガス専用の通報窓口を設けて、それをプレスリリースして周知するなど注視を強めていただきたいと思います。

今後も、液石ワーキングはフォローアップ、モニタリングなどを行いつつ継続されるということですので、公取委のほうも関係省庁としてワーキングに参加して、商慣行の実態を注視し、省庁間連携の推進と必要な措置を実施していただきたいと思います。

はい、消費者庁に関してでございます。

LPガス料金に関する情報発信を分かりやすく行っていただきたいと思います。賃貸物件の契約前にLPガス料金を確認するよう周知、また消費生活相談窓口での相談、被害事例の共有、注意喚起も国民生活センターなどと協力して進めていただきたいと思います。

あとは液石法改正を前に、LP大手やブローカーによる特商法違反のおそれがある駆け込み営業行為が行われているとの情報があり、顧客確保の勧誘方法にも問題があると聞いております。この間、特定商取引法違反、不実告知等の行政措置も行われたところでございますが、今後もしっかりと目を光らせていただきたいと思います。

LPガス事業者の皆様に対してです。

消費者がLPガス料金に何が含まれているか把握できるよう、分かりやすい情報提供の徹底をお願いいたします。LPガス事業者からオーナー、不動産管理会社等へ情報提供がないと消費者は知ることができません。消費者の選択の機会をしっかりと確保していただきたいと思います。

制度改善に対する受け止めを行っていただきまして、特に大手事業者には、率先して制度遵守の制限、自主適合宣言を積極的に行っていただきたいと思います。

環境をつくるには業界の意識改革が必要だと考えております。

最後に、ちょっと1点だけ質問なんです、16ページにありました三部料金への移行について、既存の契約からの移行については、更新時期に合わせた早期の移行、新制度への早期移行を促していくというふうにありましたけども、それは移行は促すけども、特に数値的な期限は求めないというような理解でよろしかったでしょうかということと、その場合は、どのくらいの期間で移行が進むかという見通しというか、お考えをお聞かせいただければと思います。

以上です。

○内山座長

はい、ありがとうございます。質問が出ましたので、今の点だけお答えいただければと思います。

○日置室長

はい、ありがとうございます。今の点につきましてでございますが、まず、こちら、既存の契約について、施行時点での既存の契約についてということでございます。期限は設けないというような形で、制度上はこのとおりということでございます。その上で、どれくらいで切替えが予想されるのかという点は、特に賃貸住宅については、統計的に見て、4年周期、平均4年で転居という形も、そんな情報も聞いておりますので、新規契約、契約更新と新規契約は、新しい世界のルールということでもございますので、特に集合住宅ということでは、それくらいが平均的に切替わる目安になるのかなというふうに考えております。

○郷野委員

ありがとうございます。

○内山座長

はい、ありがとうございます。これで委員の方に対しては一巡した形になったかと思しますので、それでオブザーバーの方に回したいと思います。先ほどご指名のあった村田さんからお願いしてもよろしいでしょうか。

○村田オブザーバー

ありがとうございます。全国LPガス協会の村田でございます。

先ほど、当協会の流通委員長の高橋委員からコメントがございましたが、重なる部分がございますけども、併せてコメントいたしたいと思います。

前回、7月のワーキングで、制度改正のお話が3点、過大な営業行為に制限、それから、三部料金の徹底とLPガス料金の情報提供、これ、しっかりと方向性が示されまして、その後、我々の内部でも、再三意見交換もしましたし、役所のほうからのその後のご説明もありまして、大方、皆さんの賛同を得ているんじゃないかというふうに判断しております。

そういうことございまして、方向性は結構なんです、やはり新たなルールをしっかりとワークさせることが大事でありまして、その実効性の確保のための方策案として、本日お示しをいただいているわけでありまして、基本設計図としてはよろしいかと思うんで

すが、これを実際に機能させるための詳細な詰めが必要だと思っております。そうした観点から、何点かコメントいたしたいと思います。

通報フォームの開設でございますが、先ほど高橋委員からもお話がございましたように、やはり法令による、いわゆる罰則適用というようなことになると、実際にそれを適用するためには相当慎重な詰めが必要でしょうし、相当な時間がかかるということもございます。したがって、どうしても時間がかかってしまうということからすると、その間どうするかということが課題になってくると思います。こういうことからしますと、いわゆるグレーの案件も含めまして、案件を特定せずに、例えば、集まってきたものを類型化して、これは当局として注視して問題である可能性があるというようなことを明らかにすれば、一定の抑止力が働くんじゃないかと思えます。

特に、本日、先ほどご説明のありましたスライドの5に、まさしく書かれてるような、第6回のワーキンググループ後にLPガス事業者から寄せられた声というふうなことで、幾つか営業行為、LPガス側の営業行為から不動産事業者の動きということで情報がございましたけれども、例えば、こういったものについてはどうなのかという見解を役所のほうで早めに出すということが一定の抑止力につながっているのではないかと考えております。そういう意味で、特に現在、制度改正を見越しました駆け込み的な動きがありますので、それを考えますと、抑制策として、そういったことをぜひとも検討いただきたいと思います。

また、通報された案件におきまして、不動産業界側の関係者の関与があるものにつきましては、国土交通省においての取組をすることを担保したスキームということをお願いしたいと思っております。

それから、自己適合宣言でありますけれども、単なる法令遵守、あるいは消費者を大切にといった抽象的な宣言とならないような、宣言する具体的内容から宣言の実施を担保する体制、これにつきまして、当局として明確に注文をつけるように工夫すべきだと思います。特に過剰投資の件がポイントになりますけれども、これまで問題事例として挙げられたものを例示しまして、それが不適切であるかどうか、自己適合宣言をする事業者自身が、それに対してどう思うのかという見解を問いただした上での宣言をするべきではないかと考えております。

また、大手事業者につきましては、ワーキンググループの場での説明、ヒアリングが予定されているということでございますが、宣言に先立って、まず事前のヒアリングをして、その事前のヒアリングを踏まえて、場合によっては修正をしてもらって、より適切な宣言となるような制度設計にできないかというふうに考えております。

その上で、なお自己適合宣言としての適格性に欠けるという判断される場合には、資源エネルギー庁のホームページでの公表は見送るべきだというふうに考えます。

それから、不動産業界との関係でありますけれども、これは多くの方々からご指摘いただいていますように、LPガス業界だけでは解決できない問題であります。国土交通省との連携強化によって、不動産業界及び関連する建設業界なども視野に入れて、穴がないように対応

することが必要だと思っております。

私ども内部の会議におきまして、その不動産業界だけじゃなくて、やはり建設事業者のほうから、発注段階でもそういったことを要求してくるというものがあるということでもありますので、そういった、ぜひとも、その不動産業界の関連業界である建設業界も視野に入れて取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

それから、特に今回の制度改革措置の実効を上げるためには、不動産業界側への措置については、法令上のものを含めて検討すべきだと思っておりますので、よろしくご検討いただきたいと思いますと思っています。

また、賃貸集合住宅のオーナーですね、今回の制度改革を重視して、もうそのつけてもらって当たり前だみたいな発想を切り替えていただく必要があると思います。不動産管理者だけじゃなくてですね、やはり、実際に個々のオーナーの方々が、そういう頭で、当然だというふうな頭でいますと全然変わらないものですから、その辺の頭の切替えを図ってもらえるような措置をご検討いただきたいと思いますと思っております。

それから、法令の執行、取締体制の整備でございますが、先ほど高橋委員からもお話がありましたとおり、どうしても地方自治体の液石部門の担当部署というのは、保安重視でずっと来ていた実態があります。したがって、取引の適正化というのは液石法の名称に入っていて、もう一つの柱であることは重々分かっているが、実態としてそうだというのがあります。今回のこれだけの制度改革がなされたときに、それがどこまできちっと現場で、現場の行政で担保されるのかと大変懸念をしております。そういうことでありまして、ぜひとも地方自治体の、いわゆる周知徹底などをお願いしたいと思っております。

また、問題案件につきましては、公正取引委員会への通報体制も整備すべきだというふうに考えております。

それから、三部料金制の徹底でございますが、設備費のいわゆる外出し、明示が、料金透明化を図る上での今回の制度改革の肝、ポイントであります。この部分が、基本料金、従量料金の形で入り込まないように、基本料金、従量料金については、定義を改めて精査して規定すべきだと思います。いわゆる何々などといった曖昧な形ではなくて、そこはもう限定列挙するというようなつもりでやっていただきたいと思いますと思っております。

なお、消費者の安全を守るために重要なガス警報器の設置低下を惹起しないよう、ガス警報器については、基本料金への算入を認めるように明示すべきだと思っておりますので、よろしく検討いただきたいと思いますと思っております。

それから、先ほどご説明のありましたとおり、三部料金制の徹底に当たりまして、既存契約につきまして、経過措置を設けることについては妥当な措置だと思っております。また、新規契約についての新制度施行を、公付後1年に前倒しするということでございますが、新制度施行前の今、各それぞれの委員からご紹介がありましたような、非常に駆け込み的な動きが多い状況でございますと、そういったものが、新制度の施行前に多く発生するのをなるべく抑止する必要がありますので、1年にするというところで、少しでもそういったものが

減るという観点からいたしますと、有効であるというふうに考えております。

他方、既存契約でありまして、三部料金制への移行が必要と、要するに設備費は外に出して明示しなさいということになりますと、そこが非常に必要になっておりますので、やはり、そのための準備ということが必要になってまいります。したがいまして、先ほど申し上げましたような定義などですね、細部を早く明らかにしていただきたいというふうに思っております。

なお、三部料金制につきましては、以前より導入が望ましいとされてきましたが、普及しなかった背景としまして、いわゆるオーナーデメリットによる、オーナー側への消極的な姿勢があるとの指摘もございまして、今回の制度改正に当たって、オーナー側の啓発は、国土交通省と連携してしっかりと取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

それから、最後の16ページぐらいのところに、将来の方向性ということで、貸付配管の問題につきまして記述をされております。取引適正化、料金透明化の問題の背景としまして、長年にわたる商慣行として、この貸付配管問題というのがございます。事業者切替えを抑制するための方策になってきた経緯がございます。切り替え時の消費者とのトラブルの温床となってきたというものでございまして、精算のリスクでもありますし、また、LPガス業界に対するマイナスイメージの象徴とも言える問題であります。

配管は、したがいまして、最初のガス供給契約の際に建物所有者が買い取ることで、配管の所有権を建物所有者に移転し、トラブルの芽を根絶するというのが本来的に望ましいと考えております。今回の制度改正を契機に、制度改正後の新規契約からは、配管を建物所有者の所有物に位置づけるように推奨していくべきではないかというふうに考えております。これにより、建物の所有者が自らの判断基準、それは、例えば価格なのか、安いものを選ぶのか、あるいは保安等が信頼できる業者なのかとか、そういったそれぞれの判断基準の物差しは違いますが、いずれにしても、それぞれの判断基準に基づきまして、LPガス事業者を自由に選択、切り替えることが可能になりますので、最終的には取引の適正化、料金の低廉化につながると考えております。

なお、建物の所有者の所有物ですと配管をいたしますと、現在の解釈通達などの切り替え時のいわゆる1週間ルールの撤廃、あるいは、短縮の方向で見直すことが可能になりますので、非常にこれも合理化、効率化に資することになると思いますので、ぜひともそういう方向性で検討いただければと思っております。

私からは以上でございます。

○内山座長

はい、ありがとうございます。

お待たせしました。橘川先生よろしく申し上げます。

○橘川オブザーバー

どうもありがとうございます。

そうですね、7月に方向性を打ち出して、その後、実効性がどう担保されるか、国民も注

目していたし、そういう4か月たって、今日この会議が開かれまして、本当に、日置室長をはじめとして事務局は、私は、総論として、よくどこまで踏み込んだなというふうに思います。率直に申して、私の予想以上に踏み込んだ部分があるのではないかと思います。

1点だけ気に入らないのは、審議会のここでの議論の結果が、前の日に日経に載るとというのが気に入らないですね。その仕組みはほかの審議会でもよく見られるんですけど、おかしいなと思います。ただし、前の日に日経に載る会議というのは法則がありまして、非常に重要な会議だけなんですね。ということは、この会議は重要だということだと思います。

で、猶予が1年となりますと、これからの1年半というのが本当に勝負どころになってくると思うんですね。まずは、その1年半の間に、きちんと誰が正しいことを言うのか、これがチェックのしどころだし、そういう意味で、その自己適合性宣言というのは、これ何で大手からなのか、全然私には分かりませんが、本当に町のLP事業者からまず始めて、全然おかしくないことだと思います。

そして、誰が言っていることとやっていることが違わないのかをチェックすると、率直に申しまして、例えば、ここでいいことを幾ら言っている会社でも、実際に抜け駆けをやっていたら、言っていることは全てパーになっちゃうわけでありまして、そういうものがきっちりチェックされる仕組みが、この二つが、この1年半の勝負どころになってくると思います。

で、まず、先ほど定光部長が冒頭に、これ、物価対策との関係で重要視されたと、それはすごく重要だと思うんですが、昨日の日経の記事でもちょっと気になるのは、LPガス料金は、場合によっては数千円、月下がると書いてあるんですけど、それは事実かもしれない。LPガスに余計な料金が含まれていたのがなくなるから、LPガス料金は下がるかもしれないんだけど、ということは付け替えが、LPガス料金から家賃に起こるわけであって、単純にこの制度が変わったからといって、国民の負担が下がるという話ではない。そのところははっきりさせなきゃいけないわけであって、問題は、物価対策というならば、もうはっきりと弾は国交省に投げられた。経産省から国交省に投げられた。

例えば、自己適合性宣言なんていうのは、何でLPガス事業者だけがやるのか、まさにオーナーがやり、不動産取引関係者がやり、住建メーカーがやるべきじゃないか、一部住建メーカーは既にやっていると思います。

それから、なぜ抜け駆けがあるかという、今のうちにうちは抜け駆けしておいたほうが、既成契約になって、新制度の下でも適用されていて有利になるからとこう考えたと思うんですけど、実は、この16ページの法律を考えた上で既成の契約に対しては適用しないけども、設備料金は、必ずその外出ししなきゃいけないというのは、私は、実はかなり抑制力がある話だと思ひまして、外出しするということは、これ、やがて家賃になりますよという話なのでありまして、まさに、これと同じような会議を、国交省の側で、カウンターパートでやってもらわないと、本当の物価対策にならないと、そういうところまで来たのじゃないかというふうに思っています。

で、よくぞここまで来た、そもそもは、やっぱり川原さんをはじめとした北海道の調査

や、料金透明化だと今井さんを中心とした神奈川県の今井さんの調査から始まった、それ自体が問題なんですね。L P ガス業界の自浄作用でここまで来たわけではなくて、消費者の方からの声でここまで来たということが大事でありまして、ぜひ、今度の通報フォームというのが、もう実効性を担保する上で極めて重要なんですね。どこの会社が言っていることとやっていることが違うかということ、これはL P ガス事業者だけじゃなくて、オーナーも、不動産会社も、住建メーカーも含めて対象になるわけだから、それをどんどん使っていただきたい。匿名でできるわけですから、消費者団体の方にぜひお願いしたいのは、居住者に、うちの賃貸住宅の設備費の中には、L P ガス料金の中には設備費が含まれていないかどうかのチェック、そういう国民運動を起こしてもらいたい。そして、怪しいものを見つけた場合には、疑わしきは通報するという精神で、この通報フォームを利用していただきたい。それが早期に、その法律上は既存契約をひっくり返すことはできなくても、新しい制度に実際には移行していく力になるのではないかと思います。

以上です。

○内山座長

はい、ありがとうございました。

これで、委員とオブザーバーで手を挙げた方は一通りお伺いしました。ちょっと戻って、もし委員の方で、もう一言ということがあればお伺いしたいと思いますが、いかがですか。

よろしくお願いします。

○豊國委員

貸付配管の関係で、15 ページ、将来的な廃止というところで申し上げます。貸付配管については、弊社もそうなんですけど、実は、多くのL P ガス会社が、これまでもやめようという試みはしてきたという歴史があるんだと思います。ただ、結局、やろうとしても、獲得しようと思うお客様がほかに流れてしまうということになって、なかなか、そのやめることができずに今に至っているということだと思いますので、そういう意味で、やめるというためには、私は法律で禁止をするということでないと思現性がないと思っています。

ワーキンググループの報告書が誰に向かってメッセージを出すかということになりますが、やめるという方向性を出すのであれば、民間企業に期待するということではなく、政府として禁止をするということについて検討をするべきと書くべきではないでしょうか。ただし、いろいろ議論があって、なぜ貸付配管がいけないのかと、本当にその貸付配管が消費者選択を妨げるほどの弊害を持っているのかと、他方において、例えば、その地域で貸付配管をすることによって、むしろお客様と距離を近くした上で、丁寧にサービスを提供していくと、こういうことで事業をやっておられる事業者の方もいると思いますので、そこまでを否定する必要があるのかということもありますし、それから、恐らく、ここに書いてありますけれども、禁止するとしても新規の禁止であって、既存は続けるということだと思います。

関連してもう一つ申し上げたいのは、禁止にするというような議論をするからといって、既存契約で有効に結んだ貸付配管契約というのはやはり守られるべきだと思います。

消費者が支払を拒否して訴訟が発生しているという記述がありますが、確かにこれは大きな問題でありまして、貸付配管にしたその戸建ての物件の切替えは、毎年何十万件もあるんだらうと思いますが、これらについては、消費者の方は、配管の精算に応じております。それは非常に円滑に応じておりまして、ほとんどが精算をしているという、こういう実態であります。

具体的には、新しいガス事業者の方との間で、もう一回貸付配管契約を結びますので、支払いの流れとしては、ガス事業者間で行われるわけでありましてけれども、消費者の方は、そういう契約変更の対応を円滑に行っています。ただ、そういう中であって、例外的ではありますが、拒否する人が出てきています。それも、最近の傾向としては確信犯といいますか、払う必要はないと、払えというなら裁判を起こしてくれということになり、精算金額10万円ぐらいのために、40万円、50万円という裁判費用をかけられないということになって、事業者が諦めることが非常に多いわけです。適法に結んだ契約が守られないという風潮が広がってくるということは、LPガス事業にとってよくないことだと思いますし、今回、廃止の検討をするということであっても、今の契約を守らなくてもいいというようなメッセージとして受け止められないように、注意しながらやる必要があると思います。

以上です。

○内山座長

はい、ありがとうございました。

ほかの委員の方で、もう一言という方があれば伺いますし、なければ、ちょっと次に行きますが。

はい、お願いいたします。

○吉田委員

日本瓦斯、吉田でございます。

今、ご意見いただいたところで恐縮ですが、貸付配管については、確かに注文住宅の方々は納得してやっているケースがほとんどです。建売住宅の場合も、説明を受けて納得しているという場合も、もちろん多いと思うんですが、実際に、裁判に至ったケースは少数かもしれませんが、かなりのお客様が納得をしていない、説明を受けていない、自分で選択できなかったということで、問題意識を抱えている方が多い。実際に裁判となるのは少数かもしれませんが、それは、やはり精算金を払ったり訴訟したりするのも面倒なので、仕方無いと諦めている方もかなり多いと感じており、やはり大きな問題ではないかというふうに考えております。

そもそも何千万円もする家を買うときに、20万円等の配管代をガス事業者に負担していただくのが、本当に消費者としてありがたいと思っているのか、結構疑問に思っています。他方で、一旦契約した後でガス事業者を切替えると、確かに20万円払えば切り替えられるかもしれませんが、月々数千円のガス代のために20万円を払う人はあんまりいないでしょうから、実際上はガス事業者を選べないというところが、やはり問題の本質と考えており

ます。

そういった意味で、先ほど村田オブザーバーが言われたように、基本的に、配管の所有権と家の所有権、これは裁判例でも付合の考えで示されておりますけども、これは、やはり一致させるという方向だと思います。既存契約をどうするかというのは、もちろん財産権の問題もありますので、一律に無効とするのは難しいかとは思いますが、早期に配管の所有権と家の所有権を一致させていく方向に向けて、一刻も早くロードマップを示していただくべきと思っております。

で、先ほど豊國委員よりお話のあった、無償配管を使っていたにもかかわらず精算金を払わない、払い逃げと言うとちょっと言葉は悪いですけど、契約があるのに払わなくていいのかという、問題については、もし本当に説明等をきちんと受けていないということであれば、その部分については錯誤無効ということも考えられますし、それによってガス事業者に生じる損失については、きちんと説明をしなかった建売事業者と当初のガス事業者の間で解決すべき問題であり、消費者の方を巻き込むのはいかなものかなと感じております。

○内山座長

はい、ありがとうございます。

じゃあ柴崎先生。

○柴崎委員

今のところの問題点は、違った場面でのご発言じゃないかと思います。

なぜかという、集合住宅の所有者とガス会社さんは、どういう設備をつけるかについて話し合っていますが、入居者は一言も説明を受けてない。それでいながらガス料金が高くなっている。これは、もう戸建て住宅とは天と地ほどの違いです。吉田さんのいう設備費用の20万円を争っても裁判費用のほうが高くなるから裁判しない、というものではないでしょう。一部の大手事業者さんは、何百万円ものお金を大家に提供しているのであって、その一部の大手事業者さんが裏側で裁判をやっているのですから、誰が裁判するのかと言いたくなります。

○吉田委員

ご指摘された集合住宅についての問題点について、私は全然否定していませんよ。

○柴崎委員

入居者は裁判したくても訴えようがないんです。入居者は、ガス料金が月7,000円くらいで、その7,000円のために裁判を起こせますか。だからこそ一部の大手事業者さんは好き勝手なことができるというのが集合住宅の問題です。だから、集合住宅と戸建ては全く切り離さなきゃいけない。戸建ての場合は、あくまでも、消費者とLPガス事業者の問題であり、お互いの契約の中で出来上がったものです。集合住宅は、それが入居者に関係のない所でガス料金が決められるから、これを止めさせなきゃいけないわけです。

日本においても、アメリカのように集団訴訟を徹底的にやっていけば、集合住宅に入った人を1万人集めて、そのガス屋さんを訴えるか、大家を訴えるかとできるかもしれません

けど、日本では無理ですから、結果的に裁判はできないんです。

それともう一つ、今の時点から、規制を適用すれいいと思っているんです。集合住宅に関わるものは、制定日より半年前までになされたものにまで遡って、契約を解消させる。誰かに損をさせるわけでないから解消できるはずであり、少なくとも集合住宅については、はっきりするんじゃないかなろうかと思っています。

以上です。

○内山座長

はい、ありがとうございます。

それで、ちょっと、もうあと10分ぐらいの時間ですので、一旦、まずここまでのところで、エネ庁さんから何か総括的に、もしご意見があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○日置室長

皆様、ご意見を本日はありがとうございます。

様々なコメントをいただきましたが、一つ一つはちょっと難しいというところでありつつも、まず、最初に柴崎先生から、本件の改めでの課題をどう位置づけてという点でありましたし、あとは、その集合住宅と戸建ての違い、この辺り、そのご意見にも刺激された形で本日の議論は進んだのかなと思ってございます。報告書なり取りまとめでは、一旦そこをしっかりと整理をして、ちゃんと、また皆様にご確認いただきながら、まとめていきたいなと思います。

あと、自己適合宣言なり、フォームのお話、ご意見を踏まえて考えていきたいと思っています。考えて、完璧にしてから始めるよりは、まずは始めて、そこでどんどん修正をかけていくという形で進めていくのが、本件、前に進めていく上でも有益なかなと思ってございますので、引き続きご意見を頂戴できればと思ってもございます。

戸建て住宅をめぐる課題でございますね、こちらでも貸付配管、今回これを明示的に禁止をするという形で打ち出してはおりませんが、今いただいたご意見も整理させていただきまして、今後どのように、どうしていくのかということも、またご相談させていただきたいなというふうに思います。

取り急ぎ、私からは以上でございます。

○内山座長

はい、ありがとうございます。

で、冒頭にちょっと宣言しておきましたけれども、国交省様と消費者庁様からもご意見を賜りたいと思います。今日はというか今日もですね、今日も、国交省様に対しては非常に強い要望が各委員から出されておりますが、何か一言コメントをいただきたいなと思います。

○高城課長補佐

国土交通省の不動産担当の高城でございます。

冒頭いただきました、新たな義務づけというのは、かなり慎重な検討が要りますので、今

後、慎重に検討していきたいというふうには思っております。ご意見については賜りました。

また、経産省さんとともに、今もやっておりますけれども、現在のこのワーキングの進みの状況とか、省令の今後の進め方については、引き続き継続的に業界にアナウンスしていきたいと思っております。

以上です。

○内山座長

はい、ありがとうございます。

消費者庁様もお願いしてもよろしいでしょうか。

○大木専門官

消費者庁の大木と申します。よろしくお願いいたします。

もう皆様、いろいろご議論あったところでございますけれども、やはり本件については、消費者が知らないところで選択の機会が阻害されているということが課題であると受け止めております。最終的に、消費者が支払う金額というものは変わらないのかもしれませんが、消費者がきちんと納得した上で料金を支払うということが非常に重要だということを認識しております。

この度、資料の8ページ目にもございましたが、今後、本件に限らず、消費者の方々は、この商習慣はもとより、契約内容というものをきちんと理解した上で契約していただくということが非常に大事だと考えておりますので、こちらについて、周知のほうを図ってまいりたいと考えております。

また、郷野委員と林委員から、少し特商法の話があったかと思いますが、こちらにつきましては、法と事実に基づきまして厳正に対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

3. 閉会

○内山座長

はい、ありがとうございました。

今日は、この場に公取さんがいらっしゃらないのは残念な感じはしますが、法律的な厳格さは別に置いておいても、その過大な営業行為等を含めて考えれば、やはり俗に言う優越的な地位ということが作用しているんじゃないのかなというふうに、端は疑うと思うんですね。ですので、そういう意味で、公取さんの明確な見解も欲しかったなという気はいたします。

まとめではないんですけれども、今回の会議は、これまでこういう形で準備してきたということでご報告がありました。次回は報告書の審議になると思いますけれども、一つの感想としてあったのは、抜け駆けが既に活発に動いているという点は、動きが早いというのが直感的な感想でございますし、ある意味では、水面下に潜る危険性があるなという危機感を

非常に強く持ちました。その意味において、通報制度、目安箱をしっかりとつくって、水面下に潜らせないと、潜ろうとしたら表に引き上げるという行動を取ろうというところで、世の中の方々にも、ちょっとぜひご理解いただきたいなというふうには思います。

その通報制度は、ちょっと別に、多分考えなきゃいけないんでしょうけれど、その通報制度は、どちらかというとクレーム、苦情、あるいは悪い事例ということになると思いますけれども、やがては、よい事例、ベストプラクティスみたいな話というのも、どこかで引き上げないと何かバランスが取れないかなと。単に悪いもの探しになっちゃうと、それはそれで、違う問題が出るかなという印象を持ちました。

それから、今回もいろいろ、国交省様にはいろいろ要望が出てしまったというのが現実ですけれども、こういうのを、端から見てみると、特にマスコミの方々は縦割りの弊害みたいなワードを立てがちになりますよね。そう言われなくないようにしていただくというのがよいかなと思ひまして、まあ私が言うてはいけませんけれども、例えば、その国交省の立場で、あるいは消費者庁の立場で、あるいは公取の立場で、エネ庁さんの活動を後ろから支えますぐらいの気概を持って、あるいは宣言していただくと、もう一段、違うというべきか。もし、エネ庁さんから報告を受けて、それを（所管の事業者）に通知しますというんだったら、外野は受身に捉えるかもしれませんので、そうではなく、もうちょっと後ろから支えますみたいなニュアンスが出ていたほうが、もっと世の中に通用するのかなという思いもありました。

もし認識が間違っていたら訂正していただければいいんですけれども、例えば、消費者庁さんは、たしか内閣府の外局という位置づけになっているかと思います。もし、例えばMETIとそれから国交省の間で、縦割りの中で溝に落ちるようなことがあったときに、やっぱりそこは、ちょっと内閣府の葵の印籠を出していただいてもいいのかなという気もしないでもなかったところがございます。

縦割りの隙間に落ちないようにしてくださいねというのも、本当に一般論かもしれませんが、それでも、この 이슈に関しても、非常にその面が強く出ておりますので、改めて、それは要望したいことだと思います。

それから、自己適合宣言という形で、世の中の、最近のはやりのところがあるかもしれませんが。例えば、私が別のところで関わったところと言うと、下請法絡みでパートナーシップ宣言というのも、中企庁さん辺りが一生懸命旗を振られていますけれども、この辺りも、文字どおり業界として襟を正すいいタイミングですので、先ほど、何人かの方からありましたように、別に大手が先導する必要はないと思うんですよね。別に中規模事業者、あるいは小規模事業者であっても、大中小限らずやればよい話だと思いますし、そういうことにおいてもう一つ、多分鍵になるのは、長くこのLP事業に関わっている業者さんほど、むしろ逆に率先して襟を正してやっていますよと、長くやっているから、これだけその地域の方々、あるいは、その顧客等に信頼されていますよということを裏づけにしながら、何か宣言していただくのは何かいいような感じもいたしました。

もちろん、そのときに、よその業者さんの文書を持ってきてコピーするんじゃないくて、自社の言葉で、その宣言は語っていただきたいなというふうに思う次第でございました。

それから、先ほどの意見の中で吉田委員から、逆に脅迫されていますよという話を受けて「ああ」と思っちゃったのは、世の中が荒れてくると悪いやつが出てくるみたいな、そういう誘発効果みたいなものがあるなと思ってしまいまして、これも何人かの方からも意見が出ていますけれども、L Pガス業界全体の信頼というところに対する揺らぎに付け込んでくる人たちが出てきているなというふうにちょっと理解をいたしました。そういう意味では、改めて、その業界としての信頼性を立て直すタイミングだというふうに思います。

それから、後藤さんのご意見であったと思いますけれど、やはり価格、最後は消費者にとって価格が重要になってくるというのは、どうしてもコモディティの世界ですのであるかと思います。その点においては、よくサブスクサービスの世界で言われているワードですけども、Unit Economicsとか、あるいはLife Time Valueという概念があります。目先の高い・安いじゃなくて、本当に生涯とは言いませんけれども、長い目で見たときに安くなるかどうかという、そういう視点というのは重要だし、またサブライヤーとしては、そういうことをちゃんと促すように顧客と付き合っていきましょうというのは、よくサブスクの世界では言われておりますけれども、こういった概念、何もその供給側だけではなくて、消費者側としても、そういう視座を持って業者を選んでいくということが必要なのかなというところで、ちょっと半分感想めいたところの意見でございすけれども、一応、今日のお話を伺って、まとめさせていただきたいと思います。

それでは、一旦ちょっと議事を事務局にお戻しをいたします。

○日置室長

そうしますと、本日の議事は、これにてというよろしいですかね。

○内山座長

はい。

○日置室長

はい、分かりました。

それでは、最後に事務局から連絡事項ということで申し上げます。

本日は活発な議論をいただきましてありがとうございます。次回は年末をめどに開催できればと思ってございます。ワーキンググループの取りまとめということで、報告書案についてご議論いただきたいというふうに思いますが、本日、新しいご意見等もいただいたと思っておりますので、進め方について改めて整理させていただいた上で、またご提示させていただけたらと思います。

事務局からは以上でございます。

○内山座長

はい、ありがとうございます。残り25秒で、いい感じで今日は終わりました。

以上をもちまして、本日の液化石油ガス流通ワーキンググループを終了したいと思います。

す。2時間ぴったりお付き合いいただきまして、どうもありがとうございました。